

# 兵庫県立三田西陵高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立三田西陵高等学校

## 1 本校の方針

本校の教育方針は、教職員と生徒が一体となって特色ある校風と伝統の樹立を目指し、明るく、温かく、いきいきとした学校の中で充実した学習活動を推進し、地域社会の期待に応えられる学校にすることである。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 基本的な考え方

本校は丹有学区に属し、三田市のニュータウン内に立地している。令和4年度には創立30周年を迎えることとなり、伝統の上にさらなる発展を目指している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導方針

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する関係者により構成される校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1】校内指導体制及び関係機関

- ② また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙2】チェックリスト

- ③ 学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設けることにより、生徒・保護者・地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。また、取組状況を学校評価の項目に位置づけ、改善に努める。

- ④ 中学校と高校との連携による配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。

- ⑤ ネットいじめへの対応として、情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対しフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

- ① 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止や早期発見のための取組、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3】年間指導計画

- ② アンケートを毎学期に実施し、いじめの防止と早期発見につとめるが、アンケート調査の方式については、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、生徒が記入しやすい形態で実施する。

- ③ 教職員のいじめ対応能力の向上にむけて、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するように研修を充実させ、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

- ① いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、正確な事実確認を行い、情報を共有して、迅速ないじめの解決を図るための組織的対応を別に定める。

#### 【別紙4】組織的対応

- ② いじめを発見した教職員が一人で問題を抱え込むことがないように、いじめ対応チームを中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。
- ③ 学校だけでは困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的・多角的な支援を行う。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断し、適切に対応する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、「いじめ対応チーム」を中心に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

地域から信頼される高校をめざす本校は、いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要がある。策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、学校評価の項目に位置づけ、学校職員全体で常に改善への取り組みを行う。さらに、本方針は「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。その際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域と一体になった学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。